

議案第14号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年3月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成15年3月24日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

三朝町手数料条例(平成12年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第1条 略	第1条 略
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。	第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。
(1) ~ (24) 略	(1) ~ (24) 略
(25) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条第1項の規定に基づく鳥獣の飼養の登録</u>	(25) <u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第13条の規定に基づく鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは再交付</u>
1件につき 3,400円	1件につき 3,400円
(26) ~ (44) 略	(26) ~ (44) 略
2 略	2 略
第3条及び第4条 略	第3条及び第4条 略

